

鳥取県緊急医師確保対策奨学金 予約奨学生募集要項 (令和6年度貸付開始分)

近年、全国的に医師不足の状況にあり、鳥取県においても地域医療への影響が現れてきています。

将来の鳥取県の医療に携わっていただく医師を養成するため、平成21年度から国立大学法人鳥取大学医学部医学科に学校推薦型選抜Ⅱ（特別養成枠）という推薦枠を設け、入学者に鳥取県から奨学金（鳥取県緊急医師確保対策奨学金）を貸与しています。

この特別養成枠について、令和6年度から奨学金の貸付けを希望する方（予約奨学生）を下記のとおり募集します。

現在、令和6年度入学の当該推薦枠の確保については、大学において文部科学省に継続申請中であり学生募集は開始されておられません。このため、仮に鳥取大学において募集が行われなかった場合、今回の予約奨学生の募集は中止させていただきますのでご承知ください。

記

1 鳥取県緊急医師確保対策奨学金の申請要件

奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えている者とする。

- (1) 高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)を卒業した者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 卒業した高等学校が県内の高等学校である者
 - イ 出生地が県内である者又は県内に本籍若しくは住所を有する者
 - ウ 保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)の出生地が県内である者又は保護者が県内に本籍若しくは住所を有する者
 - エ 鳥取県との関係がイ又はウに掲げる者と同等程度に密接であると知事が認める者
- (2) 鳥取大学の医学を履修する課程に特別養成枠により入学し、同課程に在学している者であること。
- (3) 将来(医師免許取得後ただちに) 県内の病院等において医師の業務に従事しようとする者であること
- (4) 他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること

※「同種類の奨学金」とは、卒業後の医師としての就業先を制限する規定(返還免除条件として定める場合を含む)を有する奨学金・貸付金をいいます。したがって、日本学生支援機構の奨学金など、将来の医師としての勤務に制約を設けるものでない奨学金制度との併給は認められます(ただし、「鳥取県育英奨学資金(大学等奨学資金)」との併給は認められません)。

《注意事項》

- ① 今回の募集では「予約奨学生」の選考及び決定を行います。
- ② 令和6年4月に以下の要件を満たしていることを確認の上、奨学金の貸付決定を行います。
 - 鳥取大学医学部医学科に入学していること(学校推薦型選抜Ⅱ(特別養成枠)での入学に限る)
 - 他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること
- ③ 令和5年度に実施される鳥取大学医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱ(特別養成枠)で不合格となった場合は、予約奨学生の資格は失われます。

2 鳥取大学医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱ(特別養成枠)の出願要件

※詳細は鳥取大学の「学校推薦型選抜Ⅱ 学生募集要項」を御確認ください。

- (1) 高等学校を令和4年3月及び令和5年3月に卒業した者(令和3年4月から令和5年3月までの学年の途中において高等学校を卒業した者を含む。以下「既卒者」という。)及び令和6年3月卒業見込みの者(令和5年4月以降、学年の途中において高等学校を卒業した者を含む。以下「卒業見込者」という。)で、令和6年度大学入学共通テストを受験する者
- (2) 鳥取県に「鳥取県緊急医師確保対策奨学金の予約奨学生」の申請をしている者
- (3) 将来、鳥取県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持ち、高等学校等の長が責任

- をもって推薦できる者で、合格した場合は入学することを確約できる者
- (4) 医学に興味を持ち、人物及び学習成績が優秀な者
 - (5) 入学後は、鳥取県の奨学金を必ず受給することを確約できる者
 - (6) 卒業後は、鳥取県の地域医療に貢献することを確約できる者
 - (7) 医師免許取得後、原則 9 年間鳥取県職員として鳥取県知事が勤務を命ずる県内の病院又は診療所医師の業務に従事することを確約できる者
 - (8) 鳥取県内の病院が管理を行う臨床研修プログラムを受けることを確約できる者
 - (9) 鳥取県キャリア形成プログラムで規定する医療機関及び診療科で医師の業務に従事することを確約できる者

3 貸付人数 6 人以内 (予定)

4 奨学金の額・貸付条件等

① 奨 学 金 の 額	月額 15 万円 (6 年間の総額 1,080 万円)
② 貸 付 期 間	大学入学日の属する月から大学卒業日の属する月まで (最大 72 月分まで)
③ 貸 付 方 法	原則として、毎年度、前期及び後期の 2 回 (それぞれ 6 月分を貸付け)
④ 貸 付 利 率	無利子
⑤ 連 帯 保 証 人	1 人 (奨学生が未成年の場合は親権者等、成年者の場合は父母兄弟等に限る)
⑥ 保 証 人	1 人 (連帯保証人と別生計の者)

5 卒業後の勤務条件等

① 派 遣 先	県内の自治体立病院及び診療所、公的病院等から、本人の希望を参考に、知事が決定します。
② 診 療 科	派遣先の病院からの要望状況により診療科が限定されます (現在のところ、内科を原則としつつ、産婦人科、小児科 (脳神経小児科を含む)、精神科、救急科などへの派遣を想定しています)。
③ 身 分	県職員として採用し、医療機関に派遣します (派遣中は、県職員と派遣先職員の身分を併有します)。
④ 勤 務 期 間	大学を卒業し、医師国家試験合格後、奨学金の返還免除条件 (下記 6 ②参照) に該当するまでの期間。 ※卒業の日から 2 年以内に医師国家試験に合格し、その後 9 年間で県職員 (医師) として、知事が勤務を命じる医療機関に勤務した場合に奨学金の返還が免除されます。
⑤ 臨 床 研 修	研修先は県内病院に限定します (マッチング参加)。
⑥ 後 期 研 修	原則、2 年間で県内医療機関 (県内臨床研修病院又は鳥取大学医学部附属病院等) で実施する予定です。実施時期及び研修先は、本人の希望を踏まえた上で、知事が決定します。

6 奨学金の返還・返還免除

① 奨学金の返還	奨学生は、貸付を打ち切られたとき又は返還免除要件を満たさなくなったとき等においては、1 月以内に貸付金全額を一括返還しなければならない。	
② 奨 学 金 の 返 還 債 務 の 免 除	「貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例」の定めるところによる。	
	免除の条件	免除の範囲
	ア 鳥取大学を卒業した日から起算して 2 年以内に医師国家試験に合格し、当該試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用され、当該採用された日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の 1.5 倍に相当する期間 (医師として県職員に採用された日の属する年度の初日から当該採用された日の前日までの期間に相当する期間を控除した期間とする。) を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務 (医師として県職員に採用された日から臨床研修を修了する日までの間にあっては、当該研修) に従事したとき。	債務の全部
	イ アの業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
	ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

なお、鳥取県緊急医師確保対策奨学金制度の離脱要件は、以下のとおりである。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退学等により、医学課程を修了する見込みがなくなったとき。
- (3) 卒業した日から起算して2年以内に医師国家試験に合格しなかったとき。
- (4) 卒業後、医師になることを断念したとき。
- (5) 心身に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。
- (6) その他特別の事情により、例外的にこれに応じることが適当であるとして、県が地域医療対策協議会に協議した上で離脱を承認したとき。

7 募集期間 令和5年10月11日（水）～11月8日（水）※当日消印有効

8 申請方法

奨学金の貸付けを受けようとする者は、次の書類を下記10あてに郵送で送付すること。

- (1) 予約奨学生申請書
- (2) 奨学金貸付申請書（様式第1号）
※県外高校卒業（見込）者で鳥取県に縁のある者にあつては、「借受者資格要件」の「具体的な内容」欄に、鳥取県に縁のある内容を記載すること。
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 推薦書（様式第3号）
※高等学校長が発行するもの
- (5) 次の表の左欄に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類

高等学校に在学する者	ア 高等学校の在学証明書 イ 県外高等学校在学者にあつては、アに加えて、「鳥取県に縁がある者」であることを証明する書類（戸籍謄本、住民票の写し等）
高等学校を卒業した者	ア 高等学校の卒業証明書 イ 県外高等学校卒業生にあつては、アに加えて、「鳥取県に縁がある者」であることを証明する書類（戸籍謄本、住民票の写し等）

9 選考方法

- (1) 申請書類及び面接により選考します。
- (2) 面接の詳細は、おって申請者に連絡します。
 - ・面接日時 令和5年11月29日（水）（予定）
 - ・面接場所 鳥取県庁（鳥取県鳥取市東町1-220）※申込人数により、面接時間を多少変更する場合があります。
※日時及び場所等は、新型コロナウイルスの感染状況等により変更することがあります。
- (3) 県外在住者等で、宿泊や交通の関係で面接時間に配慮が必要な場合は、希望時間を記載した書類を申請書類に同封してください。
- (4) 選考結果通知（予定） 令和5年11月30日（木）

10 申請書類の送付先・問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

電話：0857-26-7195 ファクシミリ：0857-21-3048

電子メール：ishikakuho@pref.tottori.lg.jp

※鳥取県緊急医師確保対策奨学金の詳細は鳥取県医療政策課のホームページで御確認いただけます。

【鳥取県医療政策課ホームページURL】

<http://www.pref.tottori.lg.jp/iryouseisaku/>

鳥取県 医師確保

検索

11 その他

- (1) 鳥取大学医学部医学科学学校推薦型選抜Ⅱ（特別養成枠）の出願には、鳥取県に提出する「予約奨学生申請書」の写しが必要です。
- (2) 本奨学金の予約奨学生は、鳥取大学医学部医学科に特別養成枠により入学したときは、「貸付予定者進学届出書（様式第4号）」に在学証明書を添えて、令和6年4月30日までに知事に

提出しなければなりません。期日までに当該届出がない場合は、予約奨学生の資格は失われます。

- (3) 鳥取大学医学部医学科の入試制度の詳細については、鳥取大学で募集が開始された後、「入学
者選抜要項」及び「学校推薦型選抜Ⅱ 学生募集要項」等を御確認ください。

【入試制度についての問合せ先】

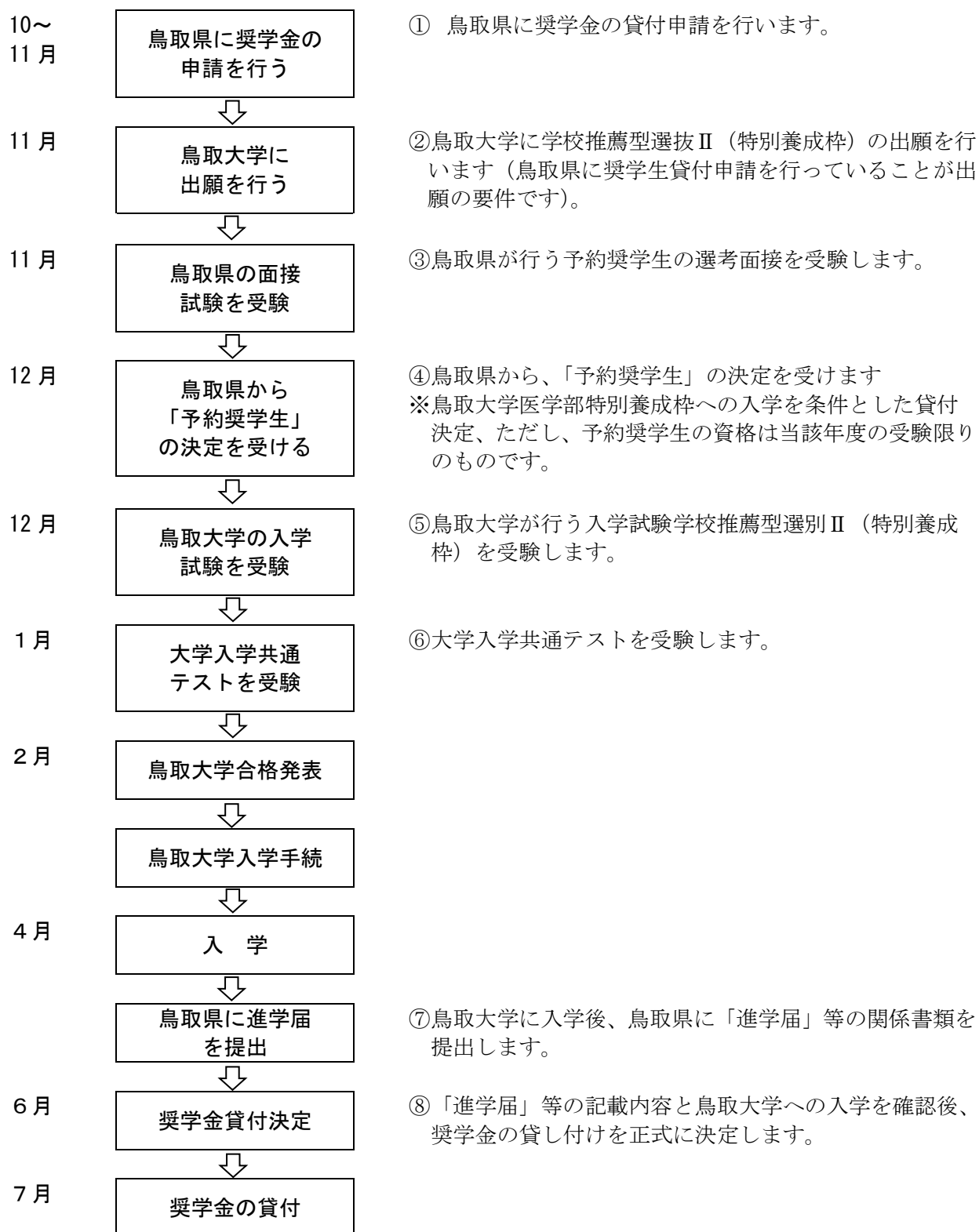
〒683-8503 鳥取県米子市西町86

国立大学法人鳥取大学医学部学務課

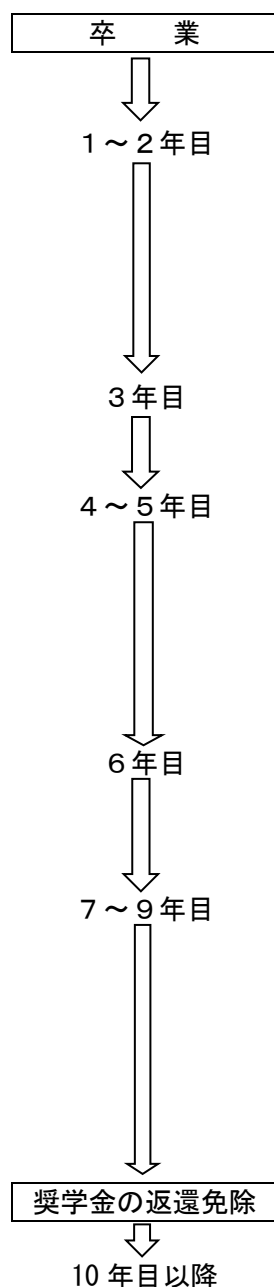
電話：0859-38-7096 ファクシミリ：0859-38-7109

電子メール：me-gakumusou@ml.adm.tottori-u.ac.jp

《参考１》県への奨学金申請、鳥取大学への出願（入試）の流れ



《参考2》一般的な勤務等の流れ（想定）



※勤務先は、本人の希望等を参考に、知事が決定します。

県内臨床研修病院で医師法に基づく臨床研修を行います。

■県内臨床研修病院（令和5年度現在）

- ・ 県立中央病院
- ・ 鳥取市立病院
- ・ 鳥取赤十字病院
- ・ 鳥取生協病院
- ・ 県立厚生病院
- ・ 鳥取大学医学部附属病院
- ・ 山陰労災病院
- ・ 米子医療センター

後期研修として県立病院又は鳥取大学医学部附属病院で技術などを磨きます（研修先医療機関は知事が決定します）。

県内の自治体立の医療機関（主に病院）で勤務します。

■勤務先として想定される病院（令和5年度現在）

自治体立の医療機関

- ・ 県立中央病院
- ・ 鳥取市立病院
- ・ 岩美病院
- ・ 智頭病院
- ・ 県立厚生病院
- ・ 県立総合療育センター
- ・ 西伯病院
- ・ 日野病院
- ・ 日南病院

後期研修として県内臨床研修病院又は鳥取大学医学部附属病院などで技術などを磨きます（実施時期、内容については、本人の希望を踏まえ、研修先医療機関と県が調整します）。

県内の自治体立の医療機関（病院・診療所）で勤務します。

■勤務先として想定される病院・診療所（令和5年度現在）

自治体立の医療機関

- ・ 県立中央病院
- ・ 鳥取市立病院
- ・ 岩美病院
- ・ 智頭病院
- ・ 鳥取市佐治町診療所
- ・ 県立厚生病院
- ・ 県立総合療育センター
- ・ 名和診療所
- ・ 西伯病院
- ・ 日野病院
- ・ 日南病院

各人の希望により進路を決定します。

※奨学金の返還免除後の就業先は奨学生自身が選択（就職活動）

